自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の 支払基準

平成13年 金融 庁 告示第1号

第1 総則

- 1 自動車損害賠償責任保険の保険金等の支払は、自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30年政令第286号)第2条並びに別表第1及び別表第2に定める保険金額を限度 としてこの基準によるものとする。
- 2 保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者1人につき、自動車損害賠償保障法施 行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める額とする。ただし、複数の自動車に よる事故について保険金等を支払う場合は、それぞれの保険契約に係る保険金額を合 算した額を限度とする。

第2 傷害による損害

傷害による損害は、積極損害(治療関係費、文書料その他の費用)、休業損害及び慰謝料とする。

- 1 積極損害
- (1) 治療関係費
 - ① 応急手当費 応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。
 - ② 診察料 初診料、再診料又は往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。
 - ③ 入院料

入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。

- ④ 投薬料、手術料、処置料等 治療のために必要かつ妥当な実費とする。
- ⑤ 通院費、転院費、入院費又は退院費 通院、転院、入院又は退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。
- ⑥ 看護料
 - ア 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,

200円とする。

イ 自宅看護料又は通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下 の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。

- (ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。
- (イ) 近親者等

1日につき2,100円とする。

ウ 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、ア又はイ(イ)の額を超える ことが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑦ 諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費又は使用料、医師の指示により摂取した 栄養物の購入費、通信費等とし、次のとおりとする。

ア 入院中の諸雑費

入院1日につき1,100円とする。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

イ 通院又は自宅療養中の諸雑費 必要かつ妥当な実費とする。

⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が 行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 義肢等の費用

ア 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、 歯科補てつ、義眼、眼鏡(コンタクトレンズを含む。)、補聴器、松葉杖等の 用具の制作等に必要かつ妥当な実費とする。

イ アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴い当該用具の修繕又は再調達 を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とする。

ウ ア及びイの場合の眼鏡(コンタクトレンズを含む。)の費用については、5 0,000円を限度とする。

⑩ 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

(2) 文書料

交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

(3) その他の費用

(1)治療関係費及び(2)文書料以外の損害であって事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とする。

2 休業損害

- (1) 休業損害は、休業による収入の減少があった場合又は有給休暇を使用した場合に 1日につき原則として6,100円とする。ただし、家事従事者については、休業 による収入の減少があったものとみなす。
- (2) 休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内とする。
- (3) 立証資料等により1日につき6,100円を超えることが明らかな場合は、自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金額を限度として、その実額とする。

3 慰謝料

- (1) 慰謝料は、1日につき4,300円とする。
- (2) 慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内とする。
- (3) 妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、上記のほかに慰謝料を認める。

第3 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益及び慰謝料等とし、自動車損害賠償保障法施行令第 2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認める。

等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。

1 逸失利益

逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額に該当等級の労働能力喪失率(別表Ⅰ)と後遺障害確定時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数(別表Ⅱ-1)を乗じて算出した額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額(別表Ⅲ)の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

(1) 有職者

事故前1年間の収入額と後遺障害確定時の年齢に対応する年齢別平均給与額(別表IV)の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次の者については、 それぞれに掲げる額を収入額とする。

① 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者 事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の 年相当額のいずれか高い額。 ② 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者

ア 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

イ 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

- ③ 退職後1年を経過していない失業者(定年退職者等を除く。) 以上の基準を準用する。この場合において、「事故前1年間の収入額」とある のは、「退職前1年間の収入額」と読み替えるものとする。
- (2) 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。

(3) その他働く意思と能力を有する者

年齢別平均給与額の年相当額とする。ただし、全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。

2 慰謝料等

- (1) 後遺障害に対する慰謝料等の額は、該当等級ごとに次に掲げる表の金額とする。
 - ① 自動車損害賠償保障法施行令別表第1の場合

第1級	第2級	
1,650万円	1,203万円	

② 自動車損害賠償保障法施行令別表第2の場合

第1級	第2級	第3級	第4級	第5級
1,150万円	998万円	861万円	737万円	618万円
第6級	第7級	第8級	第9級	第10級
512万円	419万円	331万円	249万円	190万円
第11級	第12級	第13級	第14級	
136万円	94万円	57万円	32万円	

- (2)① 自動車損害賠償保障法施行令別表第1の該当者であって被扶養者がいるときは、第1級については1,850万円とし、第2級については1,373万円とする。
 - ② 自動車損害賠償保障法施行令別表第2第1級、第2級又は第3級の該当者であって被扶養者がいるときは、第1級については1,350万円とし、第2級につ

いては1,168万円とし、第3級については1,005万円とする。

(3) 自動車損害賠償保障法施行令別表第1に該当する場合は、初期費用等として、第 1級には500万円を、第2級には205万円を加算する。

第4 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。 後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡によ る損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認め る。

1 葬儀費

葬儀費は、100万円とする。

- 2 逸失利益
- (1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を 控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数(別表Ⅱ-1)を乗じて算出する。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額(別表Ⅲ)の年相 当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。
 - ① 有職者

事故前1年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額(別表IV)の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次に掲げる者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。

ア 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者 事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額 の年相当額のいずれか高い額。

- イ 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者
 - (ア) 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか 高い額。

(イ) 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

- ウ 退職後1年を経過していない失業者(定年退職者等を除く。) 以上の基準を準用する。この場合において、「事故前1年間の収入額」とあ るのは、「退職前1年間の収入額」と読み替えるものとする。
- ② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者 全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、5 9歳以上の者で年齢別平均給

与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。

- ③ その他働く意思と能力を有する者 年齢別平均給与額の年相当額とする。ただし、全年齢平均給与額の年相当額を 上限とする。
- (2) (1)にかかわらず、年金等の受給者の逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数(別表Ⅱ-1)を乗じて得られた額と、年金等から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数(別表Ⅱ-2)から死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数を差し引いた係数を乗じて得られた額とを合算して得られた額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額(別表Ⅲ)の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

年金等の受給者とは、各種年金及び恩給制度のうち原則として受給権者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者とし、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含まない。

有職者

事故前1年間の収入額と年金等の額を合算した額と、死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額(別表IV)の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、35歳未満の者については、これらの比較のほか、全年齢平均給与額の年相当額とも比較して、いずれか高い額とする。

② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者 年金等の額と全年齢平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、 59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別 平均給与額の年相当額と年金等の額のいずれか高い額とする。

③ その他働く意思と能力を有する者

年金等の額と年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、全年齢平均給与額の年相 当額と年金等の額のいずれか高い額とする。

- (3) 生活費の立証が困難な場合、被扶養者がいるときは年間収入額又は年相当額から 35%を、被扶養者がいないときは年間収入額又は年相当額から50%を生活費として控除する。
- 3 死亡本人の慰謝料 死亡本人の慰謝料は、400万円とする。
- 4 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母(養父母を含む。)、配偶者及び子(養子、認知した子及び胎児を含む。)とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。

なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

第5 死亡に至るまでの傷害による損害

死亡に至るまでの傷害による損害は、積極損害〔治療関係費(死体検案書料及び死亡 後の処置料等の実費を含む。)、文書料その他の費用〕、休業損害及び慰謝料とし、 「第2 傷害による損害」の基準を準用する。ただし、事故当日又は事故翌日死亡の場 合は、積極損害のみとする。

第6 減額

1 重大な過失による減額

被害者に重大な過失がある場合は、次に掲げる表のとおり、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から減額を行う。ただし、傷害による損害額(後遺障害及び死亡に至る場合を除く。)が20万円未満の場合はその額とし、減額により20万円以下となる場合は20万円とする。

減額適用上の	減 額 割 1	△
被害者の過失割合	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	
8割以上9割未満	3割減額	2割減額
9割以上10割未満	5割減額	

2 受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合の減額

被害者が既往症等を有していたため、死因又は後遺障害発生原因が明らかでない場合等受傷と死亡との間及び受傷と後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合は、死亡による損害及び後遺障害による損害について、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から5割の減額を行う。

附則

この告示は、平成十四年四月一日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払から適用する。

附 則 (平成二十二年金融庁・国土交通省告示第一号)

この告示は、平成二十二年四月一日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行に よる事故に係る自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済 金等の支払から適用する。

附 則 (令和元年金融庁·国土交通省告示第三号)

この告示は、令和二年四月一日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による 事故に係る自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等 の支払から適用する。

後遺障害等級表

※平成22年6月10日以降発生の事故に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000 万円

- 備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- (注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000 万円
第2級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590 万円
第3級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2, 219 万円
第4級	1 両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889 万円
第 5 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢の用を全廃したもの 7 1 下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1, 574 万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	 1 両眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 7 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 8 1 手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指を失ったもの 	1, 296 万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み 3 の手指を失ったもの又はおや指以外の 4 の手指を失ったもの 7 1手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1, 051 万円
第8級	 1 目眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 1 足の足指の全部を失ったもの 	819 万円

等級	後遺障害	保険金額
第 9 級	 1 両眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 6 四項を助力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1 耳の聴力を全く失ったもの 1 耳の聴力を全く失ったもの 1 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 1 手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 1 手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 1 足の足指の全部の用を廃したもの外貌に相当程度の醜状を残すもの 1 生殖器に著しい障害を残すもの 1 生殖器に著しい障害を残すもの 	616 万円
第 10 級	 1 1眼の視力が 0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	461 万円
第 11 級	 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	331 万円

等級	後遺障害	保険金額
第 12 級	 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの 	224 万円
第 13 級	 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 1 手のこ指の用を廃したもの 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は 第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの 1 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 	139 万円
第 14 級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75 万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 - ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 - ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
 - ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 - ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節 関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
 - ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- (注) 1. 後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の 通り繰上げる。
 - 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの 後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採 用する。
 - ・ 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
 - ・ 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
 - 2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。